

地域包括支援センターにおける 国保直営診療施設との連携効果 に関する調査研究事業 概要版



平成19年3月

社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会

目 次

I. 調査の目的と背景	1
II. 調査結果概要	1
①国保直診と地域包括支援センターとの連携のメリット	2
②国保直診の連携のポイント	3
③連携強化のための地域包括支援センターへの提言	4
④地域包括支援センターとの連携のための国保直診・併設保健福祉施設 の専門職のかかわり方	5

I 調査の目的と背景

平成18年4月の介護保険法改正により、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のなかの包括的支援を地域において一体的に実施する中核拠点として地域包括支援センターが設置されることとなった。

地域包括支援センターは、

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 総合相談・支援事業
- 虐待防止・早期発見、権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント事業

を通じて、地域包括ケアを提供しようとするものである。

他方、国保直営診療施設（以下、国保直診という）は、これまで「地域包括医療の実践」と「地域包括ケアシステムの構築」の理念の下に、地域における保健・医療・福祉の連携・統合を図る地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担ってきた。このように、国保直診と地域包括支援センターとはその役割・機能において非常に親和性が高く、両者が機能的に連携することが、地域包括ケアシステム構築の観点から有益である。

本事業では、国保直診が地域包括支援センターとどのように関わっているかについて、全国規模での実態を把握するとともに、地域包括支援センター業務を受託するなど地域包括ケアシステム確立に向けて積極的な取り組みを行っている国保直診を対象に、連携効果を高めるための取り組みや課題を分析し、全国の国保直診にとって地域包括支援センターへの今後の関わり方についての指針となる資料をまとめることを目的とした。

II 調査結果概要

全国の国保直診施設および併設保健福祉施設（920施設）を対象に、平成18年10月24日から平成18年11月30日まで、自記式調査票を用いた郵送配布・郵送回収による調査を実施した（有効回収率29.8%）。また、先進的な連携を行っている全国7地域に対してヒアリング調査を実施した。

国保直診が所在する市町村における地域包括支援センターの設置率は80.7%であった。

各市町村の地域包括支援センター運営協議会委員となっている直診職員、直診併設保健福祉施設職員の割合は27%、および3%であった。運営協議会事務局としての参加は、それぞれ1%、3%であった。

これらの施設が地域包括支援センターの運営受託をしているのは5%、連携をとる状況となっているのは38%であった。36%は運営受託も連携もなかった。

国保直診が所在市町村の中核的機関である場合は、運営受託と連携ありを合すると63%であったが、複数拠点のひとつである場合のそれは48%であった。

これらの施設が地域包括支援センターの業務と関わりがない理由は、市町村からの打診がなかったが54%で最も多かった。また、今後の関わり方の意向を尋ねると積極的に考えると答えた項

目は権利擁護業務4%、新予防給付に関わるケアマネジメント業務8%程度であった。他の業務はその中間にあった。

国保直診が複数拠点のひとつであっても、包括的継続的ケアマネジメント業務や権利擁護業務は中核機関であるところよりも連携ありとの回答が多かった。ただし、職員数に関しては中核機関である場合は複数拠点のひとつである場合に比べ、各職種が2倍から3倍の数配置されていた。

国保直診が地域包括支援センターと連携することのメリットに関する自由回答では、センター職員にとって「医学的助言指導が得られやすい」ことが多く記述された。市町村も、「連携により情報の共有ができる」、「質の高いサービスが一体的に提供できる」、「将来医療費、介護費用の低下が期待できる」、などのメリットをあげていた。地域住民にとっては「あそこに行けば、何でもやってくれる。どこに相談しても、連携して対応してくれるという安心感、親しみやすさがある」「医療機関受診のついでにいろいろ相談ができ便利である」などの声が届いていた。

国保直診が地域包括支援センターを受諾する場合の課題としては、「職員補充に苦勞する」こと。連携の際の課題としては「体制づくりが不十分」「業務多忙で、連携会議が開けない」「役割に関する相互理解が不十分」などがあげられた。

積極的な連携が実施できている機関のヒアリング調査では、同一施設内での連携の取りやすさ、ワンストップサービスの利便性、包括医療理念が浸透していること、専門的支援が得られやすいこと、介護予防プロジェクトの立ち上げ、リハビリテーション事業を核とした勉強会・研修会・運営会議が実施されていること、などが連携推進の要因となっていた。課題としては市町村合併後の調整、運営協議会への参画、リハビリテーションスタッフの確保、大規模病院との連携のあり方、などがあげられた。

① 保直診と地域包括支援センターとの連携のメリット

国保直診が保有する医師をはじめとする人的資源は、地域包括支援センターにとって必要不可欠な要素である。地域包括支援センターは、国保直診および併設保健施設との連携によって、「医療的な助言が得られることで適切な支援ができる」、「安全で安心なケアマネジメントができる」

(アンケート調査回答)ことや、「保健事業への参加が必要と思われる住民への動機付けを強化することができる」(ヒアリング調査回答)などのメリットがある。

国保直診にとっても、情報の共有等の連携によって、「高齢者の退院後のケアをスムーズに行うことができる」、「早期発見、早期治療ができるなどタイムリーな医療を行える」(アンケート調査回答)など、サービスの質の確保を図ることができる。

国保直診と地域包括支援センターが連携して、地域包括ケアを住民に提供する体制が整えば、住民が必要とする保健・医療・介護・福祉サービスへのアクセスがより容易になるとともに、健康づくり・介護予防に対する住民の積極的な取組みが期待できる。こうした土台の上に、市町村の医療給付費や介護給付費も長期的には一段と抑制・適正化されることも期待できる(アンケート調査回答)。

② 国保直診の連携のポイント

国保直診は、上に挙げた連携のメリットをより良く実現するために、次の視点を重視した連携への取組みを行うことが効果的と考えられる。

1. 国保直診の理念に基づく連携展開

国保直診の理念は、住民のQOL（生活の質）の向上を目指して、治療だけでなく、保健サービス（健康づくり）、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含する包括ケアを実践するとともに、こうした包括ケアを提供するシステムを地域において構築することである。したがって、国保直診の理念と基本方針の一つの柱でもある地域における保健事業の展開は、国保直診が当然主体的に取り組むべき事業である。

特に、高齢化がますます進行する地域において地域医療に取り組む国保直診にとっては、高齢者の疾病予防にとどまらず、生活機能を落とす可能性の大きい運動器、口腔、栄養等に注目し、評価と介入を行うことが重要な取組みになる。その中心となる地域包括支援センターの活動に理解と積極的な協力を行うことが国保直診に期待される役割であろう。

事実、地域包括支援センター（直営）からも、「国保直診は同じ行政の一部であり民間医療機関に比べて意思疎通をしやすい」（アンケート調査回答）、「国保直診からは民間医療機関よりもタイムリーかつ質の高い情報提供をしてもらえる」（ヒアリング調査回答）といった国保直診との連携ならではのメリットや、「医療的な助言・指導」（アンケート調査回答）、「介護予防教室等への専門職の援助を受けられる」（アンケート調査回答）といった連携のメリットが報告されている。

2. 地域の社会資源の有効活用

国保直診が地域包括支援センターと積極的に連携している地域においては、国保直診が従来、（旧）在宅介護支援センターや自治会等と協力して、介護予防を中心とする国診協のモデル事業に取り組んできたり、併設の保健センターと連携して住民の健康づくりに関与してきた実績を有するという特徴がある。

国保直診はマンパワーが豊富にあるような、ある意味恵まれた地域ばかりとは必ずしも言えない。理学療法士や作業療法士など専門職の数は国保直診において一般に不足しており、行政のなかでこうした専門職を確保することも困難な状況にあることは全国共通した課題である。こうした地域においては限られた社会資源を積極的に活用できるように、国保直診が協力して介護予防のボランティア養成を行うなどの取組みが必要である。

3. 市町村、地域包括支援センターへの積極的な働きかけ

地域によっては、市町村合併によって、国保直診と本庁保健福祉部局・介護保険担当部局や地域包括支援センターとの距離が物理的にも心理的にも広がってしまい、国保直診にとっては市や地域包括支援センターとの意思疎通が従来よりも困難となっている場合がある。

地域包括支援センターに関する運営・連携について打診がなかった、という国保直診の回答の多さ（運営に関わっていない理由についての回答72施設中、55施設）は、上のような状況を反映したものである可能性がある。

他方、国保直診や地域包括支援センターを受託している併設保健福祉施設から市に対して積極的に協議の場を設けるよう働きかけを行っている地域もある（ヒアリング調査回答）。

地域包括支援センターの多くが過渡期的な状況にあるとはいえ、新予防給付のケアマネジメント業務に時間をとられてしまっているなかでは、地域包括支援センターの側から国保直診に対して積極的な連携の打診が必ずあるとは言えない。こうした状況下では、国保直診がその理念の実践の観点から、市の関連部局および地域包括支援センターに対して連携の働きかけを自らが行うことが期待される。

③ 連携強化のための地域包括支援センターへの提言

国保直診施設と地域包括支援センターのより良い連携を実現するために、地域包括支援センターに対しては次のような視点で取組を行うことを期待したい。

1. 地域包括支援センターから国保直診への積極的働きかけを

地域包括支援センターから、所属自治体の公的医療機関である国保直診施設に積極的に働きかけていただきたい。なぜなら、地域包括支援センターに期待されている「地域包括ケア」を推進するためには、介護保険事業を中心としつつも、保健・福祉・医療の専門職相互の連携や、さらには、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた地域の様々な資源の統合やネットワーク化を進め、高齢者を継続的かつ包括的にケアしていくことが必要とされるからである。国保直診施設は地域密着型の包括ケアを実践してきた。直診におけるこれまでの経験は包括ケア推進に資する点が大きいであろう。

事実今回の調査では、介護予防ケアマネジメント事業に関しては、プラン作成時において、医療・リハビリを中心とする国保直診職員の専門的助言に大きな期待が寄せられていた。さらに、新予防給付・介護予防事業を展開する際には、国保直診・併設保健福祉施設のリハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士等の専門職が協力者として支援することで、事業が円滑に進んでいる地域もあった。さらに、地域包括支援センター運営協議会に国保直診の幹部職員が参画することによって、地域包括ケアをより強力なものにしようとしている地域もあった。

2. 単一自治体を越えた圏域レベルでの連携も視野に

地域包括支援センターにおける専門職不足を広域的視点から補うことを考慮していただきたい。地域包括支援センターは基本として3職種から成り立っている。連携を取ろうとしても同一地域内に協力を依頼したい専門職が不足していることが少なくない。こうした地域の専門職不足の問題をすべてその地域内、あるいは自治体内の問題と捉えて、自治体内だけで解決しようとしな

ことである。

たとえば、リハビリ専門職が不足しているのであれば、地域包括支援センターが、圏域レベル（二次医療圏に相当）で活動する「地域リハビリテーション広域支援センター」と連携して、ここからリハ従事者への援助や研修の支援を受けることができるように働きかけることも改善策の一つになろう。地域内に専門職を雇用する、あるいは育成するまでの間、人材を他の自治体や民間施設から派遣してもらうことも一つの方法である。

3. 市町村への働きかけを

保険者である市町村に対して根気強い働きかけを惜しまないでいただきたい。地域包括支援センターに人材を派遣・提供している国保直診に対する市町村のバックアップが現状では必ずしも十分ではないという実態もある。こうした市町村に対しては、国保直診が地域包括支援センターへの支援・連携を長期的・安定的に遂行していくためにも、地域包括ケア確立に対する認識を高めていく必要がある。なお、地域包括支援センターが専門職を専従で確保することが困難であれば、自治体や国保直診との兼務の形態で地域包括支援センターに配置することもひとつの解決法である。

4. 地域におけるキーパーソンの育成を

地域包括支援センターからも包括ケアのリーダーが輩出されることを期待したい。先進地域における国保直診は、おしなべて、院長をはじめ幹部職員が、地域ケアシステム確立という理念を長年にわたって実践しており、地元医師会・歯科医師会との調整など、積極的に地域包括支援センターのネットワーク作りを支援している。しかし、こうしたキーパーソンがいる地域は、まだまだ少数である。医師のみがリーダーになるとは限らない。このため、地域において包括ケアシステムの確立を積極的に推進する人材が地域包括支援センター職員から出る可能性もある。国保直診の取り組みを参考に、チームケア形成、ネットワーク構築に挺身する人材が育つことを期待したい。

④ 地域包括支援センターとの連携のための国保直診・併設保健福祉施設の専門職のかかわり方

国保直診と地域包括支援センターとの連携に関する検討委員会・同作業部会（前沢政次委員長）では、国保直診施設及び併設保健福祉施設の専門職の職種別の地域包括支援センター業務への関わり方について議論を重ねた。以下に、委員会及び作業部会の検討結果を整理して示す。これが国保直診及び併設保健福祉施設の地域包括支援センターとの連携に活用されることを期待する。

【医師】

	医 師
1 介護予防事業に関する業務	○介護予防事業運営に関する助言・技術的指導や必要時のリスク管理（介護予防事業への参加の可否や留意事項について指示） ○基本健診時の正確な評価と特定高齢者情報の提供（介護予防の適応と思われる患者を事業に結びつける） ○外来・入院患者で対象者の選別と連絡 ○患者への助言 ○地域包括支援センターと協力して行動変容を促す ○診療情報の提供 ○通年検診体制の整備 ○生活機能が低下、または低下の恐れのある高齢者の発見
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○予防給付のケアマネ業務に関する助言・指導 ○主治医意見書作成等を通し情報提供とリスク管理への協力 ○リスク回避のための情報提供、担当者会に参加 ○新予防給付に関する助言・指導 ○診療情報提供書の有効活用 ○選択的メニューの必要性を判断するための医療情報の提供
3 総合相談支援業務	○総合相談支援業務に関する助言・指導 ○医学的な問題への指導、助言 ○医学的な問題への指導、助言 ○外来や入院医療必要時の受け入れ
4 権利擁護業務	○権利擁護業務に関する助言・指導 ○対象者の発見 ○認知・精神・虐待の診断や指導・治療 ○虐待に関し必要であれば医療的に受け入れる、医療的内容に関し助言・指導、成年後見制度での意見書作成
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○医療の部門の相談に応じる。 ○訪問診療による在宅医療の充実 ○特養やグループホーム等に対する医療的サポート ○在宅へ戻ることを前提とした医療の提供 ○困難事例のケア会議に参加、医療的内容に関し助言・指導

【保健師】

	保健師（保健センター）
1 介護予防事業に関する業務	○健診及び日常業務での対象者の把握 ○特定高齢者で介護予防教室未参加者への対策の協力 ○健診未受診者対策 ○介護予防の広報活動の展開 ○介護予防でサービス提供主体となりえる組織づくりの支援 ○一般高齢者施策の充実 ○地域包括支援センターと国保直診との連携の中心的立場 ○きめこまやかな対象者の把握 ○通年検診体制の整備 ○効果の見えるメニューの確立 ○特定高齢者の効果の見える評価の確立 ○修了者（卒業者）への対応 ○特定高齢者の基準には該当しないが、ハイリスクと思われる高齢者の発見

	保健師（保健センター）
	○特定高齢者の決定や、プログラム検討などのカンファレンスへの参加 ○基本検診への主体的参画と評価・認定に関する医師への支援、医師や看護師などからの情報を地域包括支援センターに連絡、介護予防事業への助言・指導や参加
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○家族指導 ○患者情報を地域包括支援センターに提供。担当者会に参加 ○新予防給付事業への助言・指導及び参加
3 総合相談支援業務	○地域包括支援センターとの連携を図る中心的立場。地域での情報が集めやすい立場。 ○地域包括支援センターと一体的な活動を希望 ○医療的内容に関し助言・指導
4 権利擁護業務	○定期的なフォロー体制 ○早期発見へ地域の情報収集 ○地域包括支援センターとの連携体制整備 ○医療的内容に関し助言・指導
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○保健師の視点で情報提供 ○どの職種が担うのかは、各医療機関において異なるが、地域医療連携室（機能）を整備することで、在宅⇒医療⇒在宅（もしくは他施設）といった流れが円滑に機能する。 ○多職種協働・連携の実現や地域でのネットワーク作りをコーディネートする

【看護師】

	看護師
1 介護予防事業に関する業務	○介護予防該当者と思われる住民（外来受診者等）の情報を地域包括支援センターに伝える ○受診者の基本健診受診への勧奨 ○特定高齢者の情報を必要な部門に伝える ○サービス提供者としての活動 ○教室展開への支援 ○未受診者情報の提供 ○地域医療部との情報交換 ○病棟や外来での特定高齢者の発見（基本チェックリストの実施など） ○外来や入院患者で生活不活発病のチェックし対象者を連携科に連絡、生活不活発患者の行動変容への取組み、外来中断者で悪化が懸念される患者の情報連絡
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○特に訪問部門の看護師は情報交換を密に行う。担当者会に参加 ○医療と地域包括支援センターの連携がスムーズにいくような工夫 ○医師と地域包括支援センターとの連携の橋渡し ○地域医療部との情報交換 ○外来・入院患者で生活不活発病のチェックし対象者を連携科に連絡、生活不活発患者の行動変容への取組み、外来中断者で悪化が懸念される患者の情報連絡
3 総合相談支援業務	○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○医師と地域包括支援センターとの連携の橋渡し ○看護師は、医師とのつなぎの役割を期待する

	看 護 師
	○地域医療部との情報交換 ○医療的内容に関し助言・指導
4 権利擁護業務	○早期発見への情報の提供 ○医療的内容に関し助言・指導
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○看護師の視点で情報提供 ○訪問看護の充実 ○心身の機能低下を最小限に抑える看護の提供 ○訪問看護との情報の共有・連携 ○ケアチームの一員として医療的内容に関し助言・指導

【リハビリ専門職】

	リハビリ専門職（PT/OT/ST 等）
1 介護予防事業に関する業務	○介護予防教室（運動器）への参加、指導、教室展開の支援 ○通所リハ等の在宅サービスでの介護予防体制整備の中心的立場 ○専門職として介護予防事業への参加（アセスメントや評価業務） ○事業プログラムの作成支援 ○事業に関するスタッフへの技術支援（研修など） ○口腔ケア嚥下摂食への助言・指導及び参加（ST）
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○地域包括支援センター職員がリハビリテーション前置の考え方を理解できるように研修を実施 ○運動に関する指導・助言。担当者会議に参加 ○訪問リハビリテーション ○サービス提供者への指導 ○事業所が選択的メニューを実施するにあたり、専門職の派遣など体制整備に向けた支援 ○PT によるデイケアでの運動器リハビリの実施と評価、展望の作成、OT による「もの忘れ外来」等を通して認知症への関わり、ST による口腔ケア、嚥下摂食事業への助言・指導及び参加
3 総合相談支援業務	○専門職としての助言 ○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○リハビリテーションなどの内容に関する助言・指導
4 権利擁護業務	○対象者の早期発見と地域包括支援センターへの情報提供 ○認知・精神・虐待等の対象者に作業療法士が生活能力強化のための指導
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○理学療法士の視点で情報提供（能力的なレベルに応じた関わりが大切であるため、レベルダウンの状況を踏まえた情報提供等の視点を明確化しておくことが重要である） ○これまでの在宅生活を踏まえたリハビリの実施 ○リハビリテーションなどの内容に関する助言・指導

【歯科医師・歯科衛生士】

	歯科医師・歯科衛生士
1 介護予防事業に関する業務	○新給付対象者が特定高齢者に改善できるようなプランの作成。本人や家族へ情報提供し行動変容できるように支援 ○新予防給付事業（口腔ケア）への助言指導及び参加 ○通所リハ等の在宅サービスでの介護予防体制整備及び介護職員の知識技術指導
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○新予防給付事業（口腔ケア）への助言指導及び参加 ○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○地域包括支援センター職員への口腔ケアに関する指導・助言。担当者会議に参加 ○事業所が選択的メニューを実施するにあたり、専門職の派遣など体制整備に向けた支援
3 総合相談支援業務	○専門職としての助言 ○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○口腔ケア等に関し助言・指導
4 権利擁護業務	○対象者への指導 ○ケアプランやネットワーク部分担当
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○口腔ケア等に関し助言・指導 ○歯科専門家の視点で情報提供

【介護支援専門員】

	介護支援専門員
1 介護予防事業に関する業務	○対象者把握への情報提供 ○介護予防該当者の情報提供 ○民間が特定高齢者のサービスの受け手となる
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○要支援となった利用者の情報を地域包括支援センターに的確に引き継ぐ。委託された場合は、ケアプラン作成および担当者会議開催。要介護・要支援者の情報交換
3 総合相談支援業務	○困難事例を地域包括支援センターに積極的に相談し検討する ○生活面などの内容に関し助言・指導
4 権利擁護業務	○対象者の発見 ○地域包括支援センターへの連絡 ○ネットワークづくりへの協力
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○ネットワークづくりへの協力 ○必用とされる方（例えば民生委員等）の視点で情報提供 ○在宅時の状況について、主治医や看護、リハスタッフとの情報共有 ○入院時から在宅生活を想定したケアマネジメントの展開 ○困難事例でチームの中心としてケア会議の開催と解決にあたる

【(管理) 栄養士】

	管理栄養士（保健センター）・栄養士（病院）
1 介護予防事業に関する業務	○（保健センター）介護予防教室（栄養）展開へ参加・指導 ○（病院）介護予防対象者を地域包括支援センターに伝える ○介護予防教室（栄養）展開へ参加・指導 ○通所リハ等の在宅サービスでの介護予防体制整備 ○専門職として介護予防事業への参加（アセスメントや評価業務も含む） ○事業プログラムの作成支援
2 新予防給付に関するケアマネ業務	○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○地域包括支援センター職員への栄養に関する指導・助言。担当者会議に参加 ○事業所が選択的メニューを実施するにあたり、専門職の派遣など体制整備に向けた支援 ○デイケア等で介護予防サービス（栄養）への助言指導及び参加
3 総合相談支援業務	○専門職としての助言 ○患者情報を地域包括支援センターに提供 ○栄養などの内容に関し助言・指導
4 権利擁護業務	○対象者への指導
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○栄養などの内容に関し助言・指導

平成18年度 厚生労働省
老人保健健康増進等事業

地域包括支援センターにおける国保直営診療施設との
連携効果に関する調査研究事業 概要版

平成19年3月

発行 社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目11番35号
Tel:03-3597-9980 Fax:03-3597-9986
ホームページURL: <http://www.kokushinkyo.or.jp>
E-mail: office@kokushinkyo.or.jp

印刷 中和印刷株式会社

